忘れたころに災害がくる

遺族の立場から

中山義治

去る三月二十日には向日町公民館の御尽力により、我々遺族の為に霊山観音の境内に於て盛大な慰霊祭を執行して頂き、尚一日京都府内名勝の周遊に御案内を頂き、あたかも彼岸に当り一同感銘を新にした次第である。茲に紙上をかり遺族に代つて御厚意を表わすると共に、遺族の立場から若干の所懐を述べさせて頂きたいと思う。

戦後における遺族対策は果して充分であつたろうか。この疑問は恐らくすべての遺族の心中にわだかまつている。軍人遺族が社会から何か冷たい眼でながめられたり或いは知つて知らぬふりで見すてられてきたと言つても過言ではないのである。それは軍人遺族を冷遇することが、旧日本の軍国主義を復活させることになりはしまいかという懸念の為にとられた態度であつたかもしれない。然しどれは遺族としてはまことに迷惑な事である。何故ならば我々遺族はそれ程軍国主義的であり、好戦的でもないからである。むしろ我々遺族こそ最も大きな戦争の犠牲者であり、それ故に最も戦争をのろうものである。我々がどれ程苦難をうけようと、その為に戦争を肯定し戦争を讃えることはないのである。この平和な理想は当然のことであるにもかかわらず何故か人々は軍人遺族をわずらうことを避けためらつたのである。遺族にとつてわりきれぬ心持はこの点である。

戦死した将兵が戦争協力者であつたというなら、それは一般の国民と同じ様に強制された協力であつた。この点で遺族のみが戦後の責任を問われるべきではない。むしろ強制された協力が以て結した犠牲と損害を国家に対して公平な判断がなされるべきである。我々は戦死した人達が国家の為に犠牲として讃えられることを望むのではない。遺族に負わされた国家の責任から解放されたいのである。遺族に負わされた責任といえば、疑わしく思う人があるかもしれないが、私は二、三を列挙して大方の批判をうけたいと思う。

①恩給法による公務扶助料の問題

扶助料が文官の場合と戦殁遺族の場合とで決して同等ではない。この点少くとも文官の場合と同様に取り扱われることによつて、遺族救護の対策を少しでも改善さることを希望する。

②遺児の教育問題

遺児の就学育は決して充分ではない。遺児が利用な教育を受ける為には特に育英資金を別枠に設けるべきである。また遺児の多くが、経済的理由の為に教育を受ける機会を失うことは誠に遺憾な事である。

③遺児の就職問題

現在の如き就職難の時に於ては、遺族の就職は一層困難である。これは将来益々深刻になることが予想される。我々は軍人遺族の施設雇用制度が一日も早く実現されることを期待する。未亡人の就職も同じである。これが解決されない限り、軍人遺族は永久に社会から葬られねばならないのではあるまいか。

以上遺族の立場から二、三の希望を述べたのであるが、まだこの他に多くの問題が山積している。いかに多くの戦争未亡人や遺児や或いは老父母たちが苦しい生活をしたかつているか、我々はその例を枚挙する暇がない。これ等の人々に一日も早く温い手がのべられ、遺族の悲しみが報じられるのを我々は念願するのである。願わくは私が始めにのべた様な御厚意が今後絶えないものであつて欲しいのである。

一体今日の社会状勢をながめてみれば、多数の人達はその職に於て、実力に訴えた闘争を行い、それによつて各自の生活を擁護している。勤労者はその生活を守る為に権利と手段を与えられているのである。然し我々はこれに反して多くの遺族は老人であり少年あり未亡人であつてその職さえ与えられていないのである。彼等には自己の生活を守る権利もなく又手段もないのである。遺族達はただ現実に忍従するより以外に方法はないといつてよい。敗戦という現実の前に、遺族はただたえしのばねばならないのであろうか。私がのべた希望はおそらく遺族としては最少限のものであると思う。そして社会の良識はこれを認めるであろうと私は期待するのである。

いうまでもなく我々遺族は、あらゆる機会を利えて国会や或いはその他の行政機関に対して希望を陳情している。然しそれは国民全般の理解と同情がない限り空しさに終るのである。その為には先づそれぞれの地域に於て遺族に関する問題を深めて頂くことが必要なのである。私が紙面に所懐を開陳したのは全くこの為に他ならないのであつて、願わくは向日町地域の人によつて遺族対策改善の第一声があげられ、社会輿論の原動力が築かれるよう希望する次第である。

最後に私の知る範囲で、フランスやイギリスの如き戦勝国は言うに及ばず、戦敗国の西ドイツに於ても、それぞれの遺族対策は、我が国の現状より遥かに前進している。その具体例をあげるのは別の折にゆずりたいと思うが、とにかくあれやこれやと思い合わせて我が町でも遺族の希望を実現することが私の畢生の願いである。

「螢の光」 向陽小学校卒業式

向陽小学校卒業式は去る三月二十四日午前十時同校講堂において挙行され山前校長先生から、それぞれ卒業証書を受け嬉しそうな顔であつた。式が終つて学友全員の交歓わきでみなでる蛍の光の合唱の中を大勢のなつかしい先生方や在校生に見送られつゝなつかしい校門を後に父兄につき添われて帰つていつた。

昭和三十年度向陽校卒業生 二三八名

入学先中学校	
乙訓中学校	二二二名
西京中学校	一三名
光華中学校	四名
立命館中学校	三名
ノートルダム女学院	三名
京都女子中学校	二名
府盲聾技芸学校	一名

予防注射もれの犬はすぐ保健所へ

昭和三十一年度第一回狂犬病予防注射を去る四月二十四日・二十五日の両日、物集女、寺戸、西向日、上植野各事務所で実施しましたが未だ登録と予防注射を受けておられないおうちがありましたら後でも結構ですから向日保健所の方へこの手続きをして下さい。

△登録手数料は三百円で注射料は百八十円ですから御持参下さい。

△近く放浪犬狩りが行われるかと思いますから畜犬のないよう畜犬家の御協力方をお願いします。

危い！道路上の遊び 交通事故の実態と損害賠償保障

最近いちじるしく発達した交通機関は公共の福祉において大きな貢献をしており、わが国の交通情勢の現状からみて今後もますます之れを助長することが必要であることはいうまでもない。

しかしその反面交通機関の発達にともなう交通事故も年々激増する傾向にある。交通事故は多くの尊い人命をうばい、人の幸福を傷つけるとともに莫大な物的損失をまねき、現在では重大な社会問題の一つとして考えられている。

近年の交通事故をみるとその大半が道路交通において発生しており、つづいて鉄軌道交通、船舶交通、航空の順となつており更に最近集団的な事故の遭難や沈没、或はバス転落のような事故が多発していることである。

近年交通事故は激増の一途をたどっている過去五年間すなわち昭和二十四年から昭和二十九年末までの事故の増加状況をみると、昭和二十五年および二十六年にはそれぞれ前年より約八千件の増加であつたが二十七年には一躍二倍以上の約二万七千件の増加を示し二十八年になると更に二万一千件を突破するという最高の増加を示したのであるが、同昭和二十九年には全国で九万三千八百八十九件の交通事故が発生し昭和二十年の事故件数の一〇、八倍の激増となつておるのである。

これ等交通事故による被害者の増加状況も昭和二十九年中には事故によつて六千三百七十四人が死亡し、七万二千三百九十人の多くの重軽傷者を出し物的損害は二十億一千八百九十五万円の巨額に達している。又交通事故による犠牲者を一日平均に換算すると毎日どこかの道路上で交通事故のため十八人位が死亡し二百人が負傷しておることになり、その損害も一日に五百五十万円の物質損害を出していることになる。

昭和二十九年中の主原因者別事故件数は別表のようである。

表のように交通事故は年年激増しておびただしい被害を出しているが、この事故は誰によつて起されているかというと表のような主原因者別となり自動車による事故が圧倒的に多く事故総件数の七九・五％を占め、次いで歩行者、自転車、原動機付自転車の順となつている。

このように自動車による交通事故の増加は自動車交通量が増加したから必ず起るというものではなく、直接には自動車、自転車、歩行者等道路を通行するものゝ相互間の不注意と交通法令違反によるものであり、したがつて道路を通行するものすべてが交通法令を守り正しい交通をすることが事故防止の要諦である、以上のように年々その交通事故が続発することは誠に遺憾とするところであつて、その交通機関に従業するものは勿論通行するがわにあつても相互の注意を怠らないよう努むべきである。

主原因者別事故件数

主原因者	件数	総件数に対する比率
自動車	七四、五八〇	七九・五％
歩行者	七、三六五	七・九
自転車	六、〇一八	六・四
原動機付自転車	四、一〇九	四・四
軌道車	七七六	〇・八
馬車	六二九	〇・六
物件	三六一	〇・三
汽車	六一	〇・〇七

このようにして交通事故が発生に伴う相互間の損害に対し自動車損害賠償保障法という法律ができたのであるが、この法律は自動車事故による被害者（人身事故に限る）の救済を目的としその方法として三つの措置を講じている。

一、従来の不法行為責任の修正である。すなわち民法によれば不法行為の挙証責任は被害者側にすなわち損害賠償を請求する側にあるのを、本法では加害者又は第三者の無過失、被害者又は第三者の故意過失等を立証しない限り賠償責任を負わせることになり無過失責任に近づけた。

二、賠償能力の確保である。賠償責任の強化は財産的な裏づけがなければ実効を期し難い。そこで全自動車について賠償責任保険契約の締結を義務づけ少くとも保険金額までは容易に賠償をまち支払えるようにした責任保険の保険者は民間損害保険会社であり保険金額は政令で定められるが、今のところ死者一人あたり三十万円、重傷者一人当り十万円、軽傷者一人当り三万円が予定されている。この責任保険の著しい特色として加害者（自動車側）の重過失による損害とも保険すること、被害者は直接保険会社に損害のてん補を請求することができること及び示談不成立のため責任が確定しないときに被害者の当座の用にあてるため保険金の一部を仮渡金として保険会社から交付する途を開いたことが挙げられる。

強制保険は賠償能力の確保のための措置であり国家、都道府県、五大市等は強制から免除され、また多数自動車を有する者については例外的に自家保険によつて責任保険に代えることが許される。

三、轢き逃げ事故等の被害者に対して政府が損害をてん補する保障事業である、すなわち轢き逃げ事故の被害者のように加害者不明で二つの制度によつても救済し切れない人々に責任保険の場合と同額程度の金額を保険金として交付する制度である。

この法律は昭和三十年九月上旬から逐次施行し昭和三十一年二月までに全面施行となつている。このようにして交通事故による損害は保障されることとなつた。

のびゆく向日町に期待して

わが向日町は古く桓武天皇が奈良より遷都されてより約十年間都であつたところで、古来此辺は西の丘とも長岡とも呼ばれ桂川の清流を望み風光よく風光明媚の地として広大な地域に亘つて設計がたてられ遷都されたところでこのように歴史的に由緒深い土地柄でもある。

遠い昔に都として選ばれたような土地が、今だ発展していないかの不思議なぐらいで、町の時々の当事者は勿論今日に至つて深く憾みとしているところである。

昭和二十八年町議会では町の都市計画の構想をもとに（広報第三号に都市計画図掲載）府営住宅町営住宅と次々に住宅の誘致を企画し、その設計に沿つて敷地は漸次拓かれてゆくようになつた。

最近京阪神電鉄線路に沿つて寺戸区域の一角にも毎日ブルドーザーの音も高くみるみるうちに山林敷地は整地され、一躍住宅敷地に整然として区画されている。このように向日町も京都市に連なり発展して向日町は日々にのびてやがて行く日も程と遠いことではないであろう。

本町がこのように発展してゆく飛躍的な要素にあるのは、一つには町の中央を南北に京阪神急行電鉄と国鉄の二本が貫通し交通が極めて便利であり、その上場所が京都市近郊の適合地にあつて風光明媚な住宅地として発展しつゝあるので本町ではその発展計画の一端として先に町議会に於いて住宅誘致計画をたて、その誘致に努力を重ね三団地を指定し逐次計画に基きこれが推進に邁進を続けているのである。

計画の現況井頭区団地は本町の中心部に位し敷地多く常に来町の客から見透し易く、これが開発は町の発展を一新し住宅造成上画期的な施設が望まれることは衆知の知つている所である。住民の福祉増進と環境衛生の見地からも交通の町の発展からしても西丘陵から現状地における排水は緊急的な問題であつて本年度その排水計画予算を計上し着々推進するよう努力することとなつた。

このように向日町が発展し拡大することは、やがてその町の道路や排水が完備し街も美しく明るくなつて、それだけ住民の福祉が増進することになるのである。

このためには地元住民の住宅誘致に対する深い理解と、絶大の協力援助がなければ到底できる事ではない。従来ややもすれば消極的であつた住宅造成開発も漸くその軌道にのり地元住民の深く力強い支援と協力により、益々発展に地歩をかためつつ向日町の益々のびゆくことを、念願する次第である。

人権擁護委員とはどんな仕事か

日本国憲法に基本的人権は「侵すことのできない永久の権利として」与へられると書いてある。

新聞や雑誌に人権侵害とか人権じゆうりん問題が、あらゆる機会に持ち出されるのは、人権がいかに侵され易くいかに簡単に取扱われているかを物語るものであつて、われわれが人権についていかに強い関心を持つているかを示す証拠でもあろう。人権とは一体どんなものか？いまさらここで説明するまでもないが要するに「国家社会において幸福な生活を営むに必要な人間としての権利」であつてともすれば侵され易い人権をこのような境遇から守ろうと昭和二十三年十二月パリで開かれた国際連合総会で〝世界人権宣言〟が採りあげられたことは未だ記憶に新らしい。

わが国では二十三年に法務府に人権擁護局が誕生した。しかしこういう仕事が役所の機構だけで十分な効果は期待できないというわけで、各裁判所単位に人権擁護委員会を設置した。初め政令で発足し現在法律により全国の各市町村ごとに委員が選任され、その住んでいる地域の住民の人権が侵されていないかを守ることを任務としている。委員は常に自由人権思想の普及につとめ、住民の基本的人権が侵されることのないよう監視し、もし侵犯の事実を発見したら直ちにその救済のため適切な処置を講じなければならないことになつている。この制度ができて今年は七年目である。

郵便貯金の制限額 ―引き上げられた―

郵便貯金法の一部を改正する法律が出て従来の郵便貯金の貯金総額の制限額ならびに積立郵便貯金について新たに小切手による預入の比較をすることになつて、

また郵便貯金の一預金者の貯金総額の制限額は昭和二十七年四月十万円に引き上げられて現在に至つているが、この金額が現在の物価、国民所得の水準等からみて低くする制度の目的達成および貯蓄の増強に支障を生じているので、これを二十万円に引き上げることとなつた。

町の計画 児童公園と焼却場の建設

児童公園

子供を持つ親達は毎日子供が遊ぶ場所がないので、つい道路上で遊ぶため交通上危険さ子供を持つ親のなやみの一つでもある場上とこのような遊び場のない土地の住民より要望されておつた児童公園も愈々実現の年となつた、三十一年度予算に児童公園整備費百万円が計上されており、去る三月の町議会で可決になつた、場所の選定しているところである。

焼却場

美しい清潔な町を作るには不衛生な物を先づ取り除くことが重要な事で、我々日常生活をしてゆく中で、ゴミの排出は一日なりとも処理せずにはいかない物であり、このゴミを腐敗発酵させるまゝあり、伝染病発生の温床から衛生で快適な生活が毎日おくれることを我々は期待し希望しているところである。

衛生上から言つてもゴミの処理にはどうしても焼却場が必要となることは当然で、去る三月二十九日の町議会において三十一年度予算に焼却場整備費が可決になつたので近く場所的な場所の選定や焼却炉について慎重に検討計画されることとなつた。

この事は、我々この業務に当る関係者は勿論、特に町民の方々が以前より希望されておつた事業の一つだつたことから、町議会事業施策の一つとして衛生焼却場の設置が決定した事は本町の生活環境が美化され、住みよい明るい町となり、この事業の建設を期待するもの大なるものがあつてよいことはしいことである。

近く

約二十戸の世帯に高級住宅が約二十戸建つことになつた。この住宅は府住宅協会が公輸公庫の資金で建てたもので希望者に分譲することになつている。

府住宅協会は土地家屋ともこの公輸公庫から資金を借入れた同じ方法で十八ケ年間分の月賦返還方法に切替えることになつていて、府住宅協会では近く完成と同時に希望申込みを受け付けることとなつている。

一戸の敷地は八十坪位建坪十一坪から十五坪位まで

電話向日町18番